

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団

2016年派遣留学奨学生募集要項

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団は、次のような学生を支援します。

- ・ 学業に優れ、学業に専念する者
- ・ 日本文化をはじめ、異文化理解など国際交流に努める者
- ・ 地域交流、ボランティア活動など社会貢献に努める者
- ・ 学んだことを社会に役立てる意欲のある者

書類受付締切： 2016年1月10日 消印有効

このたび公益財団法人佐藤陽国際奨学財団は、派遣留学奨学生の募集を行います。募集対象者（応募資格者）は下記の通りです。

申込書の記載にあたり、大学・学年等につきましては2016年4月時点をご記入ください。

I. 応募資格

バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、東ティモール、ベトナムへ留学を希望する日本国籍を有する学生で、下記の条件を満たす者

- ① 国際理解と親善に関心を持っている者
- ② 学習奨励金等の名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等から奨学金またはそれに類する金品を受給していない者(学習奨励金、研究助成金などを受給している場合は、事前に事務局に問い合わせること。貸与奨学金、学費免除は応募可。)
- ③ 奨学生として合格後、異文化交流を目的とする当財団の交流会に必ず出席できる者(留学の前後に開催される交流会に6回出席すること。交通費支給)
- ④ 協定プログラムで定められた対象大学の在籍期間(履修期間)が6ヶ月以上ある者
- ⑤ 2016年9月末までに留学を開始する者
- ⑥ 留学先での勉学・研究に支障のない語学力を有する者
- ⑦ 留学先国で就業又は居住している親がいない者
- ⑧ 当財団の奨学生終了後、SATOMとして交流活動に積極的に協力できること
(SATOM(サトム)とは佐藤陽国際奨学財団の卒業生の総称です)

II. 奨学金

1. 支給額 月額: 80,000 円
(奨学金支給開始時期は2016年4月1日以降、
渡航月及び帰国月の1ヶ月未満は週割にて計算します)
渡航費: 250,000 円 (用途:往復航空券、空港施設使用料等)
交換留学一時金: 100,000 円 (用途:予防接種、留学保険等)
2. 支給期間 ① 短期派遣留学: 満6ヶ月以上12ヶ月以内
② ダブル・ディグリー・プログラム派遣留学: 24ヶ月以内
奨学金の支給対象期間は、留学対象国に入国した日から履修期間(協定プログラムで定められた対象大学の在籍期間)を終えて当該国を出国する日までとし、「履修期間」+「履修前後の合計期間30日」を超えない範囲とする。
協定プログラム開始前に現地で語学学校に通う場合は、上記の「履修前後の期

間 30 日」以内を支給対象とする。

3. 支給方法 2ヶ月毎、2ヶ月分を本人名義の日本国内の口座に振り込む。

III. 募集人員

12 名

IV. 書類受付締切

2016 年 1 月 10 日 消印有効

V. 応募方法

応募者は、2016 年 4 月時点で在籍する大学の留学生課を窓口として、応募書類を当財団宛に郵送にて提出すること。（*は当財団所定用紙使用）

- ① 申請書（2 枚） *
- ② 指導教員推薦書(厳封) *
- ③ エッセイ（1 枚） *
- ④ 派遣留学計画書 *
- ⑤ 経費計画書 *
- ⑥ 研究計画書（2016 年 4 月時に大学院在籍学生のみ提出） A4 サイズ 1 枚
- ⑦ 在籍証明書
- ⑧ 学業成績証明書
- ⑨ 承諾書(保護者記入) *
- ⑩ 大学間交流協定書の写し
- ⑪ 応募者の留学スケジュール(履修の開始及び終了予定時期、帰国時の HOME 大学の学年及び卒業予定時期) A4 サイズ 1 枚

VI. 選考及び結果発表

書面選考及び面接選考

- ・ 書面選考の結果は、2 月 10 日(水)までに留学生課宛てに通知する。
- ・ 面接選考は 2 月 27 日(土)及び 28 日(日)に東京にて実施予定(日本国内交通費支給)。面接選考での自己 PR は英語で行う。
- ・ 面接選考の結果は、3 月中旬までに留学生課宛てに通知する。
- ・ 合格した学生は東京で行われる「説明会：4 月 9 日(土)」及び「認証式：4 月 10 日(日)」に必ず出席すること(交通費支給)。

Ⅶ. 留意事項

1. 派遣留学奨学生が下記の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を停止することがある。「奨学生規則」を当財団ホームページ(<http://www.sisf.or.jp>)で事前に確認してください)
 - ① 留学期間中に無断で帰国した場合
 - ② 交流会を無断で欠席した場合
 - ③ 「生活報告書」その他提出物を期限内に提出しなかった場合
 - ④ 指導教員から修学または研究の継続が不相当とされた場合
 - ⑤ 学業成績が不良の場合
 - ⑥ 休学・転学の場合
 - ⑦ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合
 - ⑧ 財団の名誉を傷つける行為をした場合
2. 合格した時点で派遣先大学の承認を得られていない場合は仮合格者として扱い、その後、承認を得られなかった場合には合格を取り消す。
3. 「HOST 大学の入学許可証(写し)」を入手次第、HOME 大学を通して提出のこと(必須)。
4. 申請書、計画書等の記入は全て自筆とする。

Ⅷ. 参考 (2015年11月現在)

- ・ 短期派遣留学 協定大学(22校)
北海道大学、筑波大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京外国語大学、東京農工大学
東京工業大学、お茶の水女子大学、金沢大学、京都大学、大阪大学、広島大学、琉球大学
桜美林大学、慶應義塾大学、創価大学、法政大学、立教大学、早稲田大学、同志社大学、
立命館アジア太平洋大学
- ・ 1年以上のダブル・ディグリー・プログラム派遣留学 協定大学(1校)
早稲田大学

《応募資料送付先》

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団 派遣留学係

〒153-0064 東京都目黒区下目黒 1-7-1

TEL: (03) 5487-2775 FAX: (03) 5487-8632

E-mail: sisf@sato-global.com